

30207 ✓

教科書文庫

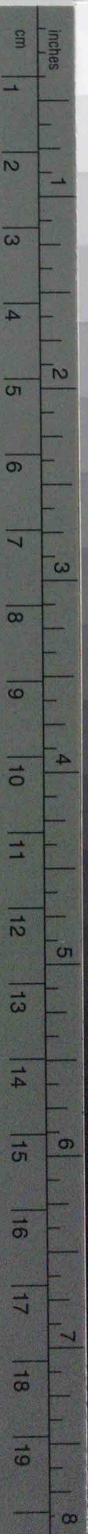
3
810
32-1900
200030 1432

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

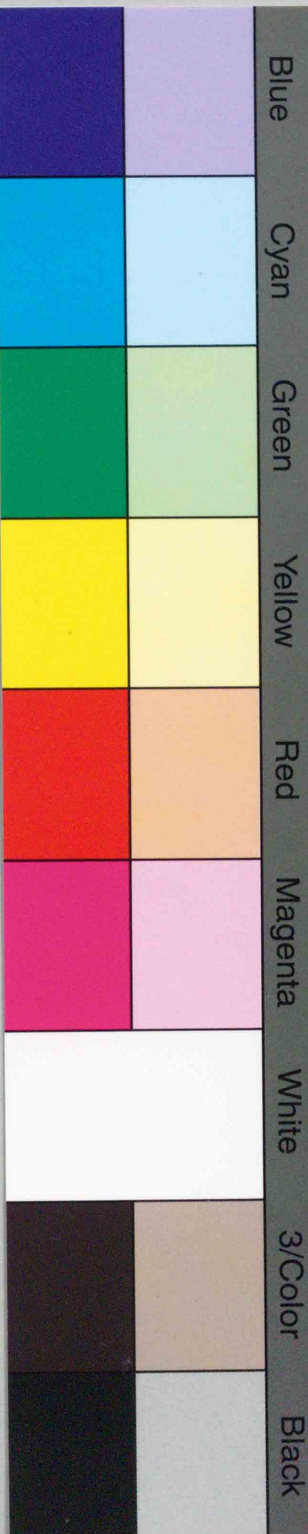


© Kodak, 2007 TM. Kodak



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM. Kodak



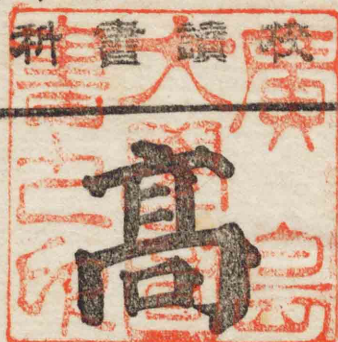
375.9  
N119  
資料室

高等小學讀本 卷八



3759  
N119

明治三十三年一月十四日 文部省檢定  
高等小學教科書 用 武 史



# 高等小學讀本

東京 國光社藏版

伯爵 伯島種臣 閱  
伯爵 東久世通禧 閱  
西澤之助 編



## 高等小學讀本卷之八

### 目次

- 第十一課 士道 六十五
- 第十二課 笠置山(一) 七十
- 第十三課 笠置山(二) 十六
- 第十四課 女子の忠孝 二十二
- 第十五課 公共心 二十五
- 第十六課 飢饉 二十九

高等小學讀本卷之八

第七課	殖産	三十四
第八課	戦國の士風	三十八
第九課	伊達宗政	四十四
第十課	遠洋の航海	五十
第十一課	南洋諸嶋	五十八
第十二課	電氣の應用	六十二
第十三課	洋學	六十六
第十四課	薩摩灣	七十一

第十五課	平田篤胤	七十四
第十六課	捕鯨ノ説	八十
第十七課	歐米の歴史(一)	八十六
第十八課	歐米の歴史(二)	九十
第十九課	帝國憲法(一)	九十四
第二十課	帝國憲法(二)	九十九
第二十一課	政府と議會(一)	百五
第二十二課	政府と議會(二)	百十一

高等小學讀本(一)

第二十三課 成人ノ道 百十四

第二十四課 皇道の宣布 百十七

第二十五課 やまと錦 百廿一

第二十六課 帝國憲法 百廿四

第二十七課 日本國史 百廿八

第二十八課 日本國史 百三十二

第二十九課 日本國史 百三十六

第三十課 日本國史 百四十



高等小學讀本卷之八

伯爵 東久世通禧 閱

伯爵 副嶋種臣 閱

西沢之助 編

第一課 士道 編

日本は神聖の國にして、天祖、天孫、統を垂れ、極を建てたまひしよりこのかた、聖徳明にして天日と與に照臨したまひ、寶祚の隆なること天壤と共に、窮なく、君臣父子の

常道より、衣食住の日用に至るまで、皆是、  
天祖の恩賚にして、萬民、永く、飢寒の患を免  
れ、天下、長に平なるい、まことに、有りがたき  
御事なり。されば、人たる者い、貴賤によらず、  
かりそめにも、神國の貴き所以と、天祖の  
恩賚とを忘れずして、本を思ひ、恩に報いん  
心掛を、專一とすべし。

人々、形こそ生れつきたれ。心は、愚なるより、  
賢きに、移さば遷るべし。されば、古の忠臣義

士を學び、在世には、人の手本ともなり、後代  
には、よき例にもひかれ、父母の名までも顯  
すやうに、眞實に心掛けたき事なり。

士たる者、不學文盲にていかなふまじ。我等、  
幼より、神聖の道を學びて、つらく思ふに、  
君臣父子の大倫は、勿論、祭祀を崇み、本に報  
ゆる道より、勇武を尚び、恥を知る義に至る  
まで、皆、神代の昔より備はりたる事にて、ま  
さしく、神國の大道なり。

後、漢土の書籍渡り來て、孔子の教も傳はり、  
神國の道、益明に、制度も、追々に備はりたり。  
されば、他國の學なりとて、みだりに斥くべ  
きにあらず。神國の人、之を學ぶは、即、神國を  
尊ぶ道なり。  
義公の遺訓にも、士の大節に臨みて、嫌疑を  
定め、義理を分つこと、學問にあらずして、そ  
もそも、また孰ぞやとのたまへり。何程、才氣  
ありとも、生れたるまゝにて、學問せずば、古

今に聞かして、よき分別は出でざるべきな  
り。南蠻鐵も、數度の鍛鍊を経て、名刀となり、  
白玉も、琢磨の數を経て、夜光の名を得るこ  
となれば、壯年の者は、精を勵まさるべか  
らず。

國の本は、家にあり、家の本は、身にあるもの  
なれば、面々、眞實に、身を修めんと心掛けな  
ば、國の治らぬことは無き理なり。よりては  
行跡を慎み、一家を齊へ、忠孝文武を以て勵

まじ合ひ、國家と、休戚を共にする心得なかるべからず。恐多くも、天祖の恩にて、神國に生まれたる者は、萬一、事あらん時は、天朝の御爲には、身命を、塵芥よりも輕んじ、大恩に報い奉るべきことを、常に心掛け居るべきなり。

第二課 笠置山(二)

文政十年九月、我が公、封ヲ撫シテ、鎮ヲ、上野城ニ移ス。因リテ、巡遊シテ、笠置山ニ上リ、故

事ヲ修ム。山ハ、城州ニ屬ス。後醍醐天皇蒙塵ノ處タリ。今ハ、我が藩ノ封域ニ係リ、上野城ノ西、五里ニ在リ。

十五日子夜、駕、城門ヲ出ヅ。雙戟、行ヲ啓ク。沿路、炬ヲ燃キテ、晝ノ如シ。臣謙、乏ヲ、侍讀ニ承ケ、筆ヲ載セテ、從フコトヲ得タリ。明クル比老幼、途ヲ夾ミ、觀テ、忻々然タリ。

十六日食時、笠置ニ達ス。邑屋稠密ニシテ、木津川ヲ夾ム。館ニ入り、餐ヲ傳ヘテ出ヅ。公、獵

服ニ更メ、布鞞芒鞋ニテ步行ス。群下、服ヲ均シクシテ、之ニ從フ。  
 山ハ、南岸ニ在リテ、水ニ臨ミ、曲折シテ、屏ノ如シ。川ヲ渡リテ、之ニ就キ、繞リテ、西北隅ヨリ、盤廻シテ上ル。入リテ、福壽院ニ憩フ。  
 此ノ行、謙、圖書局ニ囑シテ、太平記ヲ齎サシム。乃、之ヲ取リテ、公ノ爲ニ、笠置ノ條ヲ讀ミテ曰ハク、參河ノ人足助二郎重範、城門ヲ守リ、勁弓長箭ヲ以テ、射テ、賊將ヲ殪スト。此、嚮

ニ過ギシ阪上、雙石對峙セシ處ナリ。今、仍、稱シテ、第一ノ城門トスルモノ、是ナリ。曰ハク、



賊、陣ニ逼ルニ及ビ、寧樂、般若寺ノ僧兵、累ニ、巨石ヲ以テ、賊ニ投ズ。賊ノ人馬粉塵シ、因



リテ、自潰敗シ、積屍、谷ヲ填ムト。此、亦、城門ノ  
外ニ在リ。其ノ傍ヲ、今、呼ンデ、地獄谷トス。以  
テ、相證スベシ。賊將陶山藤三、小見山二郎、間  
道ヨリ、行在ヲ襲フトコロニ至リテ曰ハク、  
此ヲ、山ノ東北トスト。公、乃、左右ヲ從ヘテ、院  
ヲ出ヅ。門ノ側ニ、懸鐘アリ。形、甚古雅ナリ。建  
久年中ノ製ニ係ル。(中略)  
又、北スルコト、數十歩ニシテ、石門ヲ得タリ。  
門ノ石、長サ、六丈餘。兩傍ノ磐石疊起シテ、之

ヲ承ク。其ノ下、空濶ニシテ、數人并ビ行クベ  
シ。左、一小洞ニ傍ヒテ入ルコト、數十歩ニシ  
テ、一竇ヲ得、纔ニ出ヅルコト、兒ノ母體ヲ離  
ル、ガ如シ。呼ンデ、胎内竇ト曰フ。此ノ間、怪  
巖争ヒ立チ、古木翁鬱トシテ、人ヲシテ凜然  
タラシム。纔ニ、石門ヲ出ヅレバ、豁然トシテ、  
山水瞰ムベシ。太鼓石ヲ過ギ、之ヲ叩ケバ、繁  
々トシテ鳴ル。其ノ下ヲ、觀音谷ト曰フ。竇ニ、  
賊ノ涉レリシ間路タリ。

第三課 笠置山(三)

謙公ノ爲ニ東北ノ一村ヲ指シテ曰ハク此  
ヲ飛鳥路村トス。柳生氏ノ封ニ係ル。當時其  
ノ民實ニ賊將ヲ導キ、コ、ヲ經襲ヒテ、行營  
ヲ陷レタリ。本邑ノ民之ヲ醜トシ、今ニ至ル  
マデ、五百餘年、婚嫁ヲ通ゼズ。言之ニ及ベバ  
唾罵ス。臣嘗之ヲ土人ニ質シ、且問ヒテ曰ハ  
ク、今尚然リヤト。其ノ人目ヲ瞋ラシ、腕ヲ扼  
シテ曰ハク、萬劫是ノ如キノミト。臣是ヲ以

テ民心ノ義ヲ好ムハ天性ニ出ヅルヲ知レ  
リ。昔先君祐信公來リ觀テ之ヲ嘉シ、稱シテ、  
義郷トシ、親シク古風一篇ヲ製セリト。公ノ  
爲ニ之ヲ誦ス。公竦聽スルコト久シ。

又西スルコト數百步ニシテ、不動巖アリ。巖  
ハ半垂レテ、崖下ニ在リ。而シテ、平等巖、其ノ  
背ニ在リ。公往キテ、之ヲ觀ント欲ス。侍臣之  
ヲ止ム。數人ヲ遣シテ、巖肩ニ攀デ、匍匐シテ  
行カシム。峻嶮ニシテ、足ヲ措キ難シ。號シテ、

蟻徑トス。徑ヲ過グレバ、卽、平等巖ナリ。巖ハ、  
坦平ニシテ、廣袤、數丈。下、絶壑ニ臨ム。巖上、一  
大圓石アリ。高サ、人領ニ及ビ、重サ、數十斤ハ  
カリ。手ヲ以テ、之ヲ撼セバ、兀々トシテ動搖  
ス。シカモ、終ニ轉ズベカラズ。號ケテ、搖巖ト  
云フ。遂ニ、從ヒテ、行在ノ舊趾ニ登ル。中峰ノ、  
最高キ處タリ。帝ノ、楠公ヲ夢ミタマヒ、楠  
公ノ、上謁シテ、策ヲ陳ベシハ、蓋、皆、此ニ在リ。  
今ハ、唯、老樹ノ鬱葱、榛莽ノ蕪穢ヲ視ルノミ。

之ガ爲ニ慨然タリ。

林ヲ穿チテ西シ、坪ヲ得タリ。吏、預、幄亭ヲ設  
ケタレバ、コ、ニ休歇ス。崖上、一石アリ。呼ビ  
テ、吹螺巖トイフ。官軍ノ、海螺ヲ鳴ラシ、處  
ナリト道フ。山ヲ下レバ、來時ニ駕セル樓船  
アリ。藩祖高山公、軍ニ、大阪ニ從ヒシ時ニ用  
井ラレシナリ。上流ニ、泝ルコト、數町。山麓ヲ  
繞レバ、怪巖錯出シ、老木、紅黃相間レリ。土民  
ノ、船ニ習ヘル者ニ命ジ、網ヲ撒キ、鯉、數十頭

記  
了  
之  
二

ヲ獲テ獻ズ。日下春ス。館ニ還リ、命ジテ、鯉ヲ烹、宴ヲ賜フ。歸リテ、城門ニ入レバ、夜正ニ、三十餘鼓ナリキ。此ノ山、封域ノ中ニ在リテ、尤名勝タリ。故ノ督學ノ臣津阪孝綽、既ニ記シテ、之ヲ詳ニセリ。此ノ行、遇ヘルモノ、既ニ殊ナリ。敢テ重録シテ、以テ、參考ニ備ヘザルベカラズ。謹ミテ、太平記ヲ按ズルニ、當時、官軍ノ行在ヲ護ル者、三千餘人。皆伊賀、伊勢ノ兵ナリキ。今、我が

公、伊賀、伊勢ノ二州ヲ撫シテ、之ヲ有ツ。今日從ヘル士卒、數百人。其ノ中、必、義軍ノ裔多カラン。且、行在ノ圍ヲ受ケシハ、元弘元年ノ九月ニ在リ。此ノ行、正ニ、其ノ時ニ値フ。往事ヲ追撫スレバ、感慨、殊ニ深シ。

夫人ノ臣子タル者、常ニハ、則、勤恪ニ、變ニハ、則、義ニ、仗リテ、命ヲ授クルハ、古今、異ナルコトナシ。謙、職、風、教ヲ、忝ウス。游豫ニ從ヒ、飲食ニ飽キ、シカモ、徒然トシテ、述ブルコトナキ

ハ、臣ノ懼ル、所ナリ。因リテ、謹ミテ記スコト、此ノ如シ。  
(原漢文...齋藤拙堂)

第四課 女子の忠孝

人の婦たるものは、夫を、天の如く尊び仰ぎて、しかも、よく、舅姑に事ふるを、第一とす。それ、男子は、外をつかさどり、女子は、内をつかさどるべきものなり。妻の心得あしくば、夫たる者、家事に、心引かれて、専一に、その職分を勤むることあたはず。心得うるはしく

て、よく、老を養ひ、幼を育み、目下の者に、情をかけ、朝夕の費を省きなどする時も、夫たる者、内事に、心を煩はす事なく、思ふままに、其の職を勤め、忠孝を勵む事を得べし。されば、夫の忠孝を助くるは、女の忠孝にて、夫の忠孝を妨ぐるは、女の不忠不孝なり。さて、忠と云ひ、孝といひ、順といひ、貞といひて、其の名は違へども、其の道の源は、一なり。譬へば、酒を、瓶子に盛りて、神に捧ぐるを、御

みきといひ、銚子にもりて、酒宴に用うる時、  
奥にていひ、之を、ねさゝといひ、表にては、之を、  
御酒といふ。其の處により、事によりて、名は  
違ひぬれども、酒は、酒にて、同じ物なるが如  
く、君には、忠といひ、父母には、孝といひ、夫に  
は、順といひ、操を守るを、貞といへども、其の  
源は、己が心の誠、一つと知るべし。

然るに、其の誠の心うすくして、うはべのふ  
をかざり、人の見る處にては、目上の人を敬  
ひ、物蔭にては、之を譏りなどするは、金銀の  
瓶子に、水を入れて、神前に捧ぐるが如し。そ  
の偽を、いかでか、神のしろしめさぬ事ある  
べき。恐るべし。慎むべし。

徳川齊昭

第五課 公共心

凡、都鄙を論ぜず、同じ郷村に住居する人は、  
先祖以來、常に行きかよひ、互に、久しくなじ  
みぬれば、其の筋目、尤忘るべからず。たとへ  
ば、他國にありて、我が故郷の人に遇は、い

となつかしく、親族の思をすべし。是にて、同じ郷村の人とば、常に、疎略にすべからざることを知るべし。

いかなれば、今の世の人、一旦の怒、又ハ、僅の欲によりて、日頃の好を忘るゝにか。最歎かはしき事なり。或は、田宅の界を争ひ、或は、金銀の債をはたりて、雙方、怒をおこし、終には、公事訴訟にも及ぶほどに、一郷の騒ともなるぞかし。其の始を尋ぬるに、我が身にひい

きする心より起りて、常に、己を是<sup>セ</sup>として、人を非とし、わが利をのみ知りて、人の害を見ざるが故なり。

何事も、人の上を思ひはかりて、我が身一つを先だつべからず。唯、我も、人も、よき様にと心得べし。然せん、なごか和睦せざらん。さて、相交る道をいは、常に、よるこびとぶらひを述べ、やみわづらひを訪ふは、定まりたる事といひながら、最、禮義を盡し、眞實の

三十一、二、三、四、五、六、七、八

志を致すべし。水火、盜賊、不慮の難あらば、互に合力して、随分救ひ助くべし。行跡のあしき人をば、幾度も懇に諫むべし。賢徳ある人をば敬ひ、學問ある人をば親み、才藝ある人をば褒め表し、無能なる人をば教へ誘き、争に及ぶをば取り扱ひ、愁に沈む人をば訪ひ慰め、孤兒、寡婦、老病、かたはなる人をば、いたみ憐み、困窮無力の人をば、賑し救ふべし。しかせば、一郷の人思ひ合ひて、一家の親に

同じからん。いかでか、和睦せざることあるべき。  
(六論衍義大意參照)

文法 二箇以上ノ文ヲ接續シテ、一文ノ如クイヒナスコトアリ。例ヘバ、我、人を敬ひ、人、我に親む。一郷の人思ひ合ひて、(ソノ親)一家の親に同じかるべし等ノ如シ。

第六課 飢饉

いにし養和の比かどよ。久しくなりて、たしかにも覺ゆず。二年が間、世の中飢饉して、淺ましき事侍りき。或は、春夏日でり、或は、秋冬



大風大水など、よからぬ事どもうち續きて、  
五穀悉實らず。空しく、春耕し、夏植うる營の  
みありて、秋刈り、冬收むる騒はなし。

是によりて、國々の民、或は、地を捨て、境を  
出で、或は、家を忘れて、山に住む。京のならば  
し、何事につけても、田舎を、みなもやとこそ  
頼めるに、絶わて、上るものをければ、さまざま  
まの寶物、かたはしより、捨つるが如く賣ら  
んとすれども、更に、目にとむる人もなし。た

ましく、易ふるものは、金を軽くし、穀を重く  
す。乞食道の邊に、れほく、愁ひかなしむ聲、耳  
にみてり。前の年は、かくの如く、からうじて  
くれぬ。

明くる年ハ、立ち直るべきかと思ふ程に、剩  
疫病うちそひて、増るやうに、跡方をし。世の  
人、皆、飢ゑ死にければ、日を経つゝ、窮まり行  
くさま、少水の魚の譬にかなへり。はては、笠  
うち着、足ひき包み、よろしき姿したるもの、

一向、家毎に乞ひありく。かくわびしれたる者ども、歩くかど見れば、則斃れふしぬ。あやしき賤、山がつも、力盡きて、薪にさへ乏しくなりゆけば、頼む方なき人い、自家を毀ちて、市に出でて、之を賣るに、一人が持て出でたる價、猶一日が命を支ふるだに及ばずとぞ。

又いと哀なる事も侍りき。その思まさりて、志深きは、必先だちて死ぬ。其の故は、我が身をば、次になして、いたはしく思ふ方に、偶乞ひ得たる物を、先讓るによりてなり。されば、親子あるものは、定まれる習にて、親ぞ先だちて死にける。又、母が命つきてふせるを知らずして、いとけなき子の、その乳房にすひつきつゝふせるなどもありけり。或人、かくしつゝ、數も知らず死ぬる人數をしらんとて、四五兩月がほど數へたりければ、京の中にて、すべて、四萬二千三百餘をん

ありける。いはんや、その前後に死ぬるものも多く、川原、白川、西の京、もろくの邊地などを加へていは、際限もあるべからず。いかに、いはんや、諸國七道をや。なほ、かゝるためしはありけりと聞けど、その世のありさまは知らず。これ、まのあたり、いと哀しかりしことなり。

第七課 殖産

地形ヲ相シ、隊伍ヲ布キ、器械ノ精良ニ仗リ、

壘堡ノ堅固ニ據リ、屍ヲ積ミ、血ヲ流シテ、以テ、尺寸ヲ争フ、之ヲ、兵陣ノ戦ト謂フ。農耕ヲカメ、工藝ヲ進メ、運輸ノ便ヲ開キ、貿易ノ利ヲ通ジ、多ク、貨財ヲ致シ、富ヲ以テ、人ヲ屈スルハ、之ヲ、經濟ノ戦ト謂フ。

宇内ノ列國、外ハ、好ヲ通ジ、歡ヲ結ベル形ヲ示シテ、内ハ、強ヲ争ヒ、雄ヲ圖ラントスル心ヲ蓄フ。其ノ、知慮ヲ殫極シテ、日夕計畫スル所ハ、經濟ノ戦ニ非ザルハ、莫シ。人、或ハ、兵陣

ノ戦ノ、國家ニ利害スルコト、極メテ大ナルヲ知リテ、經濟ノ戦ノ、更ニ甚シキ者有ルヲ知ラザルハ過テリ。

夫ノ西班牙ハ、古ノ強國ナリ。查祿斯五世ノトキニ、墺ヲ併セ、伊佛ヲ侵シ、獨逸列邦ニ君臨シテ、米ノ南北洲ヲ略シ、兵力ノ強キ、之ト齊シキハ莫ク、航海通商ノ業、蓋亦盛ナリキ。然シテ、今ニ至ルマデ、僅ニ數百年ノミ。其ノ衰替シテ振ハザルコト、彼ガ如キ者ハ、何ゾ

ヤ。其ノ原因、一ニシテ足ラズト雖、民心墮落シ、經濟凋弊シ、財力漸耗リ、兵勢隨ヒテ衰ヘタレバナリ。是、兵陣ニ勝チテ、經濟ニ敗レシ者ナリ。

普魯士ハ、嘗佛國ニ破ラレ、國、殆亡ビキ。然シテ、學術ヲ研究シ、民業ヲ振張シ、以テ、其ノ富ヲ増シテ、其ノ兵ヲ強クシ、近年ニ及ビ、墺ニ勝チ、佛ヲ敗リ、終ニ、帝ヲ、聯邦ニ稱セリ。

是ニ由リテ、之ヲ觀レバ、國家ノ盛衰ハ、多ク

ハ、經濟ノ勝敗ニ係レリ。兵陣ノ戰ニ至リテハ、其ノ敗、必シモ懼ル、ニ足ラズシテ、勝、必シモ恃ムニ足ラザルナリ。

(商工經濟論序……品川彌二郎)

第八課 戰國の士風

松平秀康、越前に封ぜられし後、阿閉掃部といふ、武功の譽ありし者を、厚祿にて召し抱へられけり。又、狛伊勢とて、是も、世祿の、歴々たる者ありき。或時、その嫡子に、鎧の着初せ

三十四年  
三月一日  
んふ出  
所ナリ

させんとて、掃部を招待して、鎧きすることゝを頼めり。さて、饗應の膳濟みて、祝の盃に及びし時、伊勢、今日ハ、愚息が、鎧の着初なれば、御身の御武功の御物語きかせ候へ」と言ひ出で



しに、掃部、「いや、御談し申すべき程の武功ハ  
覺の申さず候。されど、御望も黙し難く候ま  
ま、某一生の中に、武者振の見事なる士を、一  
人見申して候。其の事を話し申すべし。

江州賤岳の戦に、暮方に、某一騎、余吾湖のわ  
たりを引き候ひしに、敵とればしくて、後よ  
り、言葉を掛けし故に、馬を引き返し候へば、  
其の人申し候は、今朝より稼カサぎ候へども、よ  
き敵に逢ひ申さず候。御人體を見かけ、幸と

こそ存じ候へ。不肖ながら、御相手になり申  
すべしと進み寄り候故、それこそ、こなたも  
望む所にて候へとて、互に、馬を乗り放ち、既  
に、槍を合せんとしけるに、其の人、しばし御  
待ち候へ。今朝より、雑兵を、多く突き崩し候  
故、槍を洗ひ候ひて、御相手になり候はんと  
て、余吾湖に、槍をうち浸し、二三遍洗ひて、さ  
らばとて突き合ひしかど、久しく、勝負なか  
りし程に、日も暮れはて、物のあやめも見

わづなりぬ。其の時、彼方より、言葉を掛け、も  
はや、槍先も見わづ候。御残り多くは候へど  
も、御暇申し候べし。御名こそ承りたく候へ。  
某ハ、青木新兵衛と申す者にて候とて、某が  
名をも承り候て、此の後、又、戰場にて出合ひ  
候ハ、互に、人手には掛り申すまじく候。若  
又、味方にて候ハ、わりなく入魂致し候べ  
し。さらばとて立ち別れぬ。是程見事なる武  
士は、終に見侍らず。いかゞなりはて候にか

とぞ語らひける。

其の頃、伊勢がもとに出入する、青木方齋と  
いふ浪士あり。其の日も、勝手に居たりしに、  
此の物語をきゝてにじり出でて、掃部にう  
ち向ひ、さても、只今の御物語承り、今更、昔を  
思ひ、涙を流してこそ候へ。其の時の御相手  
になり候青木新兵衛ハ、恥しふがら、我が事  
にて候。かく申すばかりにては、うきたる事  
に思すべく候はん」とて、其の時、雙方の鎧の

緘馬の毛色を一々言ひけるに、一つも違はざりければ、掃部驚きつゝ、「さてさて、久しく逢ひ候ひしハ、本望に候」とて、手前にありし盃を、方齋にさし、是をしるしにとて、腰の脇差を抜きて、ひきでしけり。それより、方齋の名國に高くなりし程に、秀康卿の耳にも達せしかば、掃部とおなじ祿にて召し出だされけりとぞ。

第九課 伊達政宗

伊達政宗ハ、戦國ノ世ニ當リテ、威ヲ奥羽ノ諸國ニ振ヒキ。人ト爲リ、深沈ニシテ、大度アリ。常ニ、上國ノ形勢ヲ察シテ、將ニ、大ニ爲スコトアラントス。然ルニ、豊臣秀吉、徳川家康、前後相尋イデ起リ、形勝ノ地ニ據リテ、群雄ヲ制シ、遂ニ、覇業ヲ成シ、カバ、政宗、是ヨリ、念ヲ、上國ニ斷チ、一轉シテ、海外ノ遠征ヲ企テタリ。

會、嶋津義久、琉球ヲ征服シテ、所領トセシカ



バ、政宗、雄心、勃々トシテ、禁ズルコト能ハズ。  
 更ニ、一步ヲ進メテ、南蠻ヲ經略シ、盛ニ、貿易  
 ヲ開キテ、國ヲ富マサンコトヲ圖レリ。ヨリ  
 テ、西班牙ノ宣教師をてろヲ近ヅケ、事ヲ、信  
 教ニ託シテ、海外ノ事情ヲ詳ニセント欲シ、  
 慶長十八年九月、其ノ臣支倉六右衛門常長  
 以下ヲ、使トシ、をてろヲ嚮導トシテ、纜ヲ、牡  
 鹿郡月浦ニ解カシム。一行、スベテ、六十人。ソ  
 ノ乗船ハ、長サ、十八間ニ餘リ、廣サ、五間三尺

ニ達セリ。

六右衛門等、先、呂宋ニ直航シテ、西班牙領ノ



リ、大陸ヲ横斷シテ、大西洋ノ濱ニ出デ、さん

形勢ヲ察シ、  
 更ニ、航路ヲ  
 轉ジテ、太平  
 洋ノ波濤ヲ  
 越エ、西領墨  
 其西哥ニ到

じやんじゆるあヨリ、海ヲ航シテ、翌年十月ノ初、西班牙國ニ到着セリ。

乃、首府まどりつどニ到リ、國王ふいりつぶ三世ニ謁見シテ、交通ヲ修メ、貿易ヲ開キ、海員ヲ雇ヒ、宣教師ヲ招聘センコトヲ請ヒシカバ、王大ニ、ソノ來意ヲ喜ビテ、厚ク待遇シタリキ。

翌、元和元年八月、一行ハ、さるちにやノさばあニ渡航シ、九月初旬、ぜのあ府ヲ經テ、羅馬

ニ到レリ。羅馬法王ぼトる五世、マタ、優遇シテ、あらくりノ旅館ニ留ラシメ、悉、其ノ請ヲ許ス。六右衛門等、外遊數年。深ク、歐洲ノ形勢ヲ探リテ、元和六年七月初旬、海路、恙ナク歸リ來レリ。

政宗、南蠻ノ俗、嬌柔情弱ニシテ、之ヲ征スルハ、朽チタルヲ挫クヨリモ易キヲ識リ、又、貿易ノ利ノ大ナルヲ知レリ。然レドモ、時機、未至ラズ、絶代ノ壯圖ヲ懷キナガラ、果サズシ

高橋の海軍小説

テ、病ンデ卒セリ。述懐ノ詩ニ曰ハク、  
幾蹈危機志未窮、欲征蠻國成奇功。  
圖南鵬翼何時奮、久待扶搖萬里風。  
英風颯爽トシテ、百世ノ下、讀ム者ヲシテ、感  
奮興起セシムルニ足レリ。

第十課 遠洋の航海

肅然出發の際ハ、態々横濱まで送見送り被  
成下は厚情の程辱く拜謝仕儀分袂し、後午  
後六時汽船エンプレス、オフ、ジヤパンは、船

を捲上げて徐々進行を始め、小生はデッキ  
小立出で後の方をのみ眺め居る程、小牧  
の遠くありゆくも何となく悲しくやがて  
猿島を右小見て観音崎の砲臺も過ぎ十五  
海里の速力よそ漫々たる海上に乗出で、  
是より自然に勇氣もと小後、房総半島を  
左小見て右平洋中に出で、後、豪氣天を  
衝きて覺え、快哉を叫び申、  
明きバ十一月一日拂曉舷側を撲つ濤聲に

高橋の海軍小説

眼を覺し候ふ揺上げ揺下す高浪に我が系  
 船ハ翻弄せられて天候宜し可とばお見え  
 乍併正午過ぎハ次第に平穏立候り折々  
 日寛さハ洩走候へを或モデッキに立出でて  
 運動を試み或モ集會室ハ入りて名も知ら  
 ぬ外人と談話を交へ玉突の技を角へふと  
 して善し申候

二日きのふまごは遙ハ金華山を烟波の圃  
 に眺めおひしふを日よりハ四子八百海里

十日の宵蒼々たる水天の眼ハ遮るもの  
 もなく随分退屈致し候

さて三日とお成候ふは天長節の事として  
 我等日弁人会主とあり船中に一大宴會を  
 開き中先盃を擧げて 天皇陛下の萬歳  
 を祝し奉り洋々たる歡樂の中おめでたく  
 此日も善れ申候

翌四日船益北方ハ進みハ本邦の沿岸を離  
 れてよりハ重音日にお如候に今日ハ吹

雪さつ烈しく乍て厚き外套を纏ひいても  
凌ぎ難く覺え折しも満帆の風に雪を拂  
ひ北に向て飛ぶが如く不駛せ去る一小船  
を認めしあれいと尋ねるつべーリング  
海峡の臘席獵船と申をことよて其冒險ふ  
は感入中候

五日今日よりい連日快晴の時なく只船室  
のみありて讀書に耽るおい喜し無聊ふ  
困み居しふ十日の午後よ至り東北の一方

に山を認めたりと叫ぶもの省之疾をいと  
立出でてこれを見るに縹渺又縹渺雲耶山  
耶哉判トかねし三時四時といふ頃になり  
てい雲皆處々に山角を認め夜よ入りて燈  
臺の光を見おし時の船客悉デッキに出でて  
互不安着を祝しし  
十一日午前八時船ビクトリヤ港入り船  
客の四分の一は去りふて三陸致し直し福  
を抜いて出で午後二時ヴァンクーパーに

安着仕後

是より東部加室石の高況を取調へ各衆國  
の東海岸小出で紐育貿易の有様を視察し  
シカゴ城を経てセントルイスに至り日本録  
茶の販路を開くべき手配仕め年一月五日  
柔港を出で布哇に立寄り糖業を視察し二  
月初旬小帰朝可仕心得り候旨  
尚甚慮末小叙へども鮭の罐詰五箇差上  
申候只の鮭い當地の名産よてフレザ

河上本邦人の漁獲せしものに在り候旨  
傳賞既に預り度候

十一月十五日

ヴァンクーパーホテルにて  
荒井柳之助

高杉恭作様

付史

文法 文中ニ、ナ、なん、ヤ、カ、コ、ノ、助辭アレバ、結  
尾トナル動詞、形容詞、助動詞ノ語尾、尋常  
ト異ナリ。外人ト、談話をナ交ふる。寒さを  
ん烈しき。冒險にこそ驚きたれノ如シ。

高杉小傳續本巻之八

第十一課 南洋諸嶋

非律賓群嶋ハ、臺灣の南に在リ。もと、西班牙領なりしに、近年、米國の領土となれり。有名なる眞萐烟草は、群嶋中の呂宋より出づ。眞萐は、呂宋の西岸にある、南洋屈指の都會にして、政廳のある處なり。我が國の領事館も、亦、此處にあり。

非律賓群嶋の南に、ボルネオ、スマトラ、ジャバ、セレベス等の嶋あり。多く、和蘭に屬し、

爪哇のバタヴィヤに、政廳ありて、諸嶋を管す。以上の諸嶋を、總稱して、馬來西亞といふ。地、熱帯に屬すれども、海風、涼を送りて、暑さ、甚きに至らず。地味肥沃にして、植物繁茂し、物産、豐饒にして、甘蔗、麻、藍、椰子、珈琲、玳瑁、米穀等に富めり。

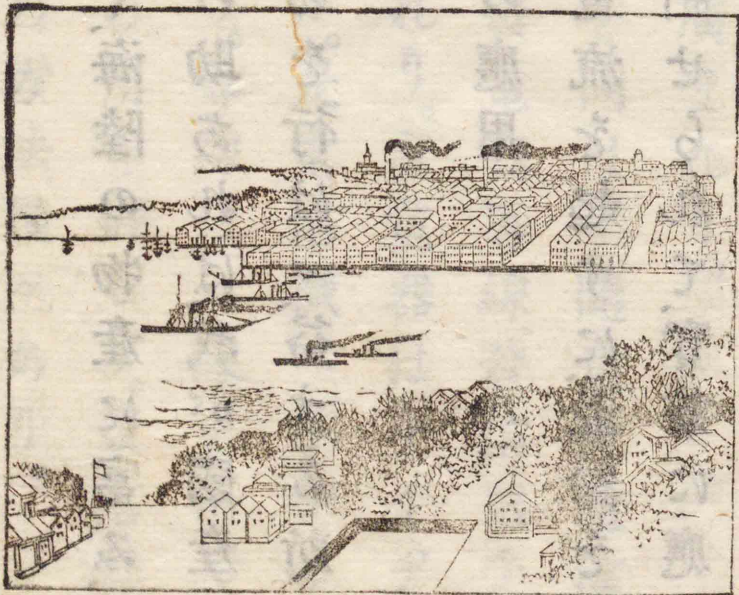
セレベスの東に、ニューギニアありて、獨逸、英吉利、和蘭の三國に屬す。濠斯太刺利亞ハ、其北南にありて、面積、最廣大なり。慶長年中、

和蘭人之を發見して、新和蘭と稱へしに、百三十年前、更に、英國の屬地となり、盛に、羊毛、獸皮、金、石炭、眞珠、小麥等を産出す。

東南の海岸に、メルボルン、シドニー、及、ブリズベン等の都會あり。メルボルンは、南洋第一の都會にて、我が領事館、此の地にあり。又、日本郵船會社の定期航海船の到るところなれば、往來に、便なり。

濠洲の東南に、新西蘭あり。その東北に、サモ

ア、布哇等あり。ニューカレドニア、ファイジー、ギルベルト、マルシヤル、カロリン、ラドロ、ン諸嶋あり。サモア、ファイジー以北の諸嶋は、これを總稱して、ポリネシヤといふ。此等は、皆、蕞爾たる小嶋にして、珊瑚、玳





瑁、椰子、甘蔗等を産す。  
南洋諸嶋は、斯くの如く、海陸の物産に富み、殊に、航行には、貿易風の助あれば、我が國産を以て、此等諸嶋と、貿易を行はゞ、益する所尠からざるべし。

第十二課 電氣の應用

電氣を發明せし初は、電流を起すに、亞鉛を用ゐしが故に、費用に制せられて、實業に應用するを得ざりしかど、ダイナモの發明後、

水力、蒸氣力等によりて發電せしむるを得るに至り、應用の範圍廣まれり。  
電信機は、距離の遠近を問はず、隨意に通信し得べき機器にして、發電器、導線、發信器、受信器の四要部より成れり。發電器は、マイデンゲルの電池を使用す。是、電信機ハ、不變の電流を要するが故なり。導線は、二線を用ゐしに、今は、一線にて、其の用を辨ぜり。發信器、受信器には、其の裝置の方法、種々あり。

電話機は、近年の發明に係り、使用の區域、日に月に、愈廣し。繁雜なる事務に鞅掌する者は、机案の上にも、架設せり。電氣燈は、多く、ダイナモを用ゐて發電せしむ。其の光に、白光、青光あり。光力、甚強く、之を點ずれば、晃々として、白晝の如し。此の外、電力によりて、列車を進退せしむる電氣鐵道あり。又、鐵道に、電氣を通じて、列車、其の上に来たる時、自信號を掲出して、他

モウツ

宋

の列車との衝突を避けしめ、行進中の汽車に、電信を往復せしむることをも得べし。又、電氣を、醫術上に應用しては、齒神經を燬き、患部を斷ち、胃中を照らして、その状態を窺ふを得る等、數ふるに暇あらず。兵事上の應用も、亦、大に進歩せり。巨大の大砲の運轉、彈丸の填裝、及、發射等を容易ならしめ、水雷爆發の用に供し、或ハ、夜中の信號に用うるを得。

電氣の應用、斯くの如く、其の、人世を裨益すること尠少にあらず。近時、又、無線電信の發明あり。尚、愈、電氣の理を研究して、其の用途を擴張せば、効用、實に、限をからん。

第十三課 洋學

天文十二年、葡萄牙人、九州種子嶋に來航して、火器を傳ふ。是、西洋文物の傳來せし始なり。尋いで、西班牙、和蘭等諸國の商船、漸來りて、貿易を營ふしに、其の禍心ありしを知り、

交通を杜絶して、只、和蘭にのみ、貿易を許せり。後、徳川幕府は、耶蘇教の傳播を恐れ、令を布きて、洋書を讀むことを嚴禁したり。

將軍家宣の時、新井白石、蘭人に就きて、其の地理、風俗を聽き、之を、書に著せり。將軍吉宗に至り、蘭人の、天文、測量、曆數等の事に精しきを聞き、青木昆陽、野呂玄文等に命じて、始めて、蘭學を修めしめき。是、我が國に、洋學の行はれし端緒なり。

後、前野良澤は、青木昆陽に従ひて、蘭語を修め、醫書を得て、之を研究し、杉田玄伯、桂川甫周等と共に、囚人の屍を解剖して、其の實際に近きに感じ、後、四年の星霜を費して、解剖新書を譯述せり。

是より、蘭籍を繙く者、益増加し、青池林宗は、物理を究めて、氣海觀瀾といふ書を著し、宇田川榕庵は、化學、植物學等を修めて、舎密開宗、植物啓原等を纂譯せり。斯くの如く、西洋

の理學は、次第に、我が國に入り來り、殊に、醫學は、日を追ひて、益隆盛に赴けり。然るに、幕府及諸藩の有司は、概、海外の事情に暗く、怨を、英露二國に結び、外舶、近海に出沒して、邊境、しきりに、警を告げ、人心、頗恟々たりき。是に於いて、渡邊華山、高野長英、林子平、佐久間象山等、相前後して、書を著し、委しく、西洋の事情を知らしめ、或は、國防の策を講じ、或は、外交の道を論じたり。

爾來、西歐の兵學、我が國に廣まり、銃砲の鑄造、砲臺の建築、漸次、面目を改めき。米國艦隊、浦賀に來りて、貿易を請ふに及びて、益、洋學の必要を感じ、幕府ハ、蕃書調所を、江戸に設け、普く、有志の者を募りて、歐米諸國の語學を授けたり。其の後、開成所と改稱して、大に、規模を擴めしを、明治維新の際、官に收めて、大學とし、數回の改革擴張を経て、東京帝國大學とせり。

歐米の學術は、斯くの如くにして、我が國に入り、今日にては、法學、醫學、理學、工學、兵學等、一も、備はらざるものなし。抑、我が國には、もとより、固有の大道備はりたれば、我等は、之を修めて、その精神を養ひ、普く、異邦の學を講じて、益、文運の隆盛を圖らざるべからず。

第十四課 薩摩灣

薩摩灣は、薩摩、大隅の間に彎入し、南北、二十里、東西、三里より、八里に及ぶ。灣内に、櫻嶋の

火山あり。灣の西岸にありて、之と相對するは、鹿兒嶋市にて、市街繁盛なり。嶋津氏代々の居城のありし處たり。

今より、凡四十年前、文久二年の夏、嶋津久光、勅使を護して、江戸に下り、歸途、武藏の生麥村を過ぎしに、英人四名、騎して、久光の前驅を犯せり。從士、無禮を怒りて、其の一人を斬り、二人を傷く。英人、幕府に迫りて、償金を得、更に、軍艦を發して、鹿兒嶋灣内に碇泊せり。

薩藩の使者、來航の理由を詰問す。英人、書を致して、前に、殺傷を行ひし者の首を斬り、且、遺族の撫恤金二萬磅<sup>ポンド</sup>を得んことを求む。薩藩、書を致して、其の理由なきを述ぶ。

英の艦隊、乃、薩藩の商船三艘、及、琉球の貢船を焚く。薩人、大に憤怒して、英の艦隊を砲撃す。英艦も、亦、之に應じ、頻に、市街を砲撃して、其の大半を焼けり。薩の諸砲臺、毫も屈せず、砲撃、最急なりしかば、英艦、遂に、支ふるること

能はず、錨を抜くに暇なくして、錨鎖を斷ち、先を競ひて遁げ去れり。後、薩人、海底を探りて、其の錨を獲たり。凡、軍艦は、海戦に際して、錨を失ふを以て、最、恥辱とす。事平ぎて後、英人、前に奪はれし錨を乞ふ。薩人、乃、之を還し、かば、英人、大に、其の高義に感じたりきといふ。

第十五課 平田篤胤

平田篤胤は、出羽の秋田の人にて、大和田作

胤の第四子なり。幼より學を好み、氣象、豪岸にして、性質、聰明なりき。

十九歳の時、金壹兩を懐にして、江戸に出で、流離困厄して、具に、辛酸を嘗めたり。然れども、曾、學問の念を絶たず、常盤橋外なる一商店の僕となりて、炊事を務とし、暇ある毎に、専心讀書せり。

松山藩主板倉侯、其の、篤學の凡ならざるに感じ、家臣平田篤穩をして、就きて、其の志す

所を問はしめ、遂に、養ひて、嗣とせしむ。篤胤、痛く、之に感じ、益、學業を勉めたり。

享和元年、篤胤、本居宣長の書を讀み、我が國體の由來を究め、慨然として、思ふ所あり。是より、專、宣長の遺志を繼ぎ、盛に、尊皇の大義を唱へ、一世の人心を鼓舞したり。

文化八年の冬、篤胤、時事に憤慨し、駿府に赴きて、門生の家に籠り、靈の眞柱、古史成文、古史徵等の書を著せり。十二月五日、筆を起し、

其の十四日まで、一たびも、臥蓐に就かず。其の後も、寝ぬること稀にして、除夜までに、全く脱稿せりといふ。

此の如く精勵して、半生の歲月を、皇學に費し、窮乏洗ふが如くなれども、敢願みず、非常の艱苦を忍びて、書を著し、神道を復興し、古學を奨勵したり。其の述懐に曰はく、

雲をなりあるは雨とも降りしきて

神代の道に身をやつくさん



と。以て、其の志を見るべし。是に於いて、篤胤の名、四方に喧傳し、門下に集まるもの、千餘人の多きに至れり。宮中にて、其の著書を御覽じて、叡感淺からざりしかば、幕府聞きて、之を忌み、遂に、篤胤を、秋田に逐ふ。天保十四年閏九月十一日、病みて歿す。時に、年六十八歳なりき。

篤胤、常に謂へらく、神道ハ、實に、宇内に冠絶せる、正大善美の教にして、日本ハ、萬國の中

心なり。我が 皇室は、萬國の主なりと。

青海原しほの八百重の八十國に

つぎて弘めよこのまさ道を

その一代の述作ハ、皆此の意義を宣揚せるものにして、立論の斬新なる、抱負の雄大なる、眞に、當時の人心を激勵せしむるに餘ありき。明治維新の大業は、篤胤の著書、與りて、大に、力ありといふべし。

明治九年、東北御巡幸の時、特に、勅使をして、

其の墓を祭らしめ給ひ、後、又、偉功を追賞して、更に、正四位を贈らせ給へり。

文法

テ、あん、ヤ、カノ結ハ、動詞ハ、四段活ノ外、ト活キタル詞、形容詞ハ、キニテ結セ、助動詞ハ、打消ハ、ぬ、じ、未來ハ、む、まし、過去ハ、し等ニテ結ブ外、大方、動詞、形容詞ニ同ジ。

第十六課 捕鯨ノ説

玉井生、南紀ヨリ來リ、盛ニ、熊野ノ、鯨ヲ捕フル事ヲ談ル。曰ハク、凡、鯨ノ出ヅルハ、ツ子ニ、冬、春ノ間ニ在リ。群、漁、預、走、舸ヲ具ヘテ竣チ、

螺鳴ヲ聞ケバ、輒發ス。疾キコト、電ノ如シ。各、三人ヲ載セ、一人、櫓ヲ操リ、一人、鏢ヲ持チ、一人、旄ヲ瞻ル。旄ノ長サ三丈。漁長、之ヲ執リテ、高岡ノ上ニ立ツ。之ヲ麾キテ右スレバ、船、從ヒテ右シ、之ヲ麾



キテ左スレバ、亦從ヒテ左ス。進退分合ニ、惟  
旄ヲノミ、是瞻ル。往キテ、鯨ヲ、洋中ニ逆フル  
ニ、鯨ノ來ルコト、山嶽ノ移ルガ如ク、噴沫、雨  
ト成リテ、嚮ヒ近ヅク可カラズ。乃、轉ジテ、其  
ノ背ニ出デ、鼓譟シテ、之ヲ怖レシメ、驅リテ、  
灣内ニ入レ、衆舸、之ニ從ヒ、争ヒテ、鏢ヲ擲チ、  
鯨脊ニ攢ム。鯨ノ、創重クシテ、將ニ斃レント  
スルニ及ビ、一壯夫ヲ募リテ、水ニ入り、刀ヲ  
モテ、其ノ腹ヲ屠リ、索ヲ貫カシメ、之ヲ繫グ

二、兩大船ヲ以テシ、邪許ト、之ヲ曳ク。沙際ニ  
至ル比、鉦鳴リテ、舸散ズ。乃、酒ヲ置キテ、衆ヲ  
饗シ、先登、及、水ニ入レルモノヲ賞シテ、各、十  
金ヲ與ヘ、餘ハ、差アリトイフ。余、聞キテ、之ヲ  
壯トシ、以爲ヘラク、赤壁、采石ノ戰モ、何ヲ以  
テカ、之ニ過ギン。其ノ、紀律ノ嚴ナル、進退ノ  
節アル、及、高募重賞シテ、人ノ死力ヲ得ルコ  
ト、兵法ニ深キ者ニ似タリト。  
鐵研子曰、ハク、余、之ニ因リテ、慨スル所アリ。

方今昇平、二百有餘年。上下恬熙トシテ、兵講  
 ゼラレザルコト久シ。或ハ之ヲ講ズルモ、亦  
 席上ノ空談ニ過ギザルナリ。噫、兵ハ、死地ナ  
 リ。而シテ、易ク、之ヲ言フ。幾何カ、馬服子ノ續  
 タラザラン。滔々タル天下、皆是ノミ。唯、此ノ  
 捕鯨ノ事アリテ、差、人意ヲ強クス。兵ニ失ヒ  
 テ、之ヲ、漁ニ求ムルコト、亦異ナラズヤ。然レ  
 ドモ、沿海ノ地、數十萬里。其ノ能ク、熊野ノ如  
 クナル者、幾何カアル。漁、且然リ。况、兵ニ於イ  
 テヲヤ。司馬法ニ曰ハク、天下安泰ナリトモ、  
 戰ヲ忘レバ、則危カラント。天下ノ安クシテ、  
 危カラザランコトヲ欲セバ、唯、當ニ、戰ヲ忘  
 レザルベキノミ。故ニ、兵ハ、百年用井ザルベ  
 シ。一日モ、講ゼズハアルベカラズ。

且、當今、北ニ、鄂羅斯ノ警アリ。西ニ、英吉利ノ  
 患アリ。并ニ、舟楫ニ長ジ、波濤ヲ視ルコト、平  
 地ノ如ク、駸々乎トシテ、諸國ヲ併吞ス。其ノ、  
 鯨鯢タルコト、大ナリ。豈、逐捕ノ術ヲ講ゼザ

ルベケンヤ。余、海防ノ策アリテ、之ヲ藏スル  
コト久シ。未、肯テ、人ニ示サズ。今、捕鯨ノ事ヲ  
聞キ、相發スルニ足ル者アリ。因リテ、之ガ説  
ヲ爲ル。

(原漢文：齋藤拙堂)

第十七課 歐米の歴史(二)

歐米の歴史を知らんと欲せば、先、古代に遡  
りて、希臘、羅馬等の建國の起源より探究せ  
ざるべからず。

今より、四千年の昔、歐洲の東南ふる希臘半

島の海岸に、相異なる民族、四方より集まり  
て、社會を組織し、つひに、アゼンス、スパルタ  
等、十二の列國を建てき。然れども、固より、之  
を統一せる君主なく、萬民、悉、同等にして、共  
同の利害に關する事ある毎に、各人出席し  
て、評議を凝らし、其の議決を實行するには、  
委員を選びて、之に任ぜり。是、民主制度の起  
源なり。後、希臘は、隣國マセドニアに併吞せ  
られ、歴山王の時代には、勢、最強大なりしか

高橋、學、續、史、卷、之、八

ど、羅馬に破られて、終に滅亡せり。  
 初、希臘勃興の後、遺利を求めて流亡せし、多くの民族は、伊太利半嶋に集まりて、處々に部落を營めり。其中、羅馬は、強大にして、四隣を併せ、希臘をも滅し、歐亞二洲に、版圖を擴めて、一時、隆盛の極に達し、法典を撰び、都府を莊麗にし、希臘に次ぎて、歐洲開化の中心となれり。後、東西に分れ、西羅馬は、北方のゴールといへる蠻人に破られ、東羅馬は、土

耳其人の侵略を受けて滅亡せり。

羅馬滅亡の後、歐洲は、全く、四分五裂して、人民、各地に、居を移し、封建諸侯、漸起りて、日耳曼、法朗西、西班牙等の諸國、互に、攻伐侵略を事として、戰爭絶わざりき。

當時、貴族のみ、獨、威權を專にして、廣大なる土地を有し、庶民は、毫も、力を伸ぶべき餘地なかりしが、故に、心を、海上の貿易に轉じ、ベニス、ゼノア、其の他の市府は、專、商業に従事

して、殖産に力を盡せり。四百年以前、コロ  
バスの大西洋を横ざりて、亞米利加洲を發  
見し、ヴァスコ、デ、ガマの、亞弗利加の南端を  
廻りて、印度への航路を開きしより、西班牙、  
葡萄牙、和蘭等の諸國の民ハ、相率ゐて、海外  
貿易に力を盡しき。和蘭の都市アムステル  
ダムが、世界商業の中心たりしハ、實に、此の  
頃なりき。

## 第十八課 歐米の歴史(三)

かくて、三百年前まで、西班牙、和蘭は、海軍最  
強大にして、南北亞米利加の大半と、太平洋  
上の諸嶋とは、多くは、これが領地たりしに、  
英國艦隊、西班牙の必勝艦隊を破りてより、  
英人の勢力、甚強く、北亞米利加の大半と、印  
度、及、濠洲等は、漸、其の屬地となり、世界の商  
權は、首府倫敦に聚まれり。

露西亞、獨逸、法朗西等も、前後、相續ぎて勃興  
し、商工業の發達は、庶民の勢力を増大なら

しめしかば、競ひ起りて、貴族を倒し、王者に迫りて、或は、憲法を定めしめ、或は、獨立を圖るなど、變亂、絶ゆることなかりき。

佛王ル井第十六世は、斷頭場裏の露と化し英王チャールス第一世は、叛徒の手に、命を殞し、北米合衆國が、英國に叛きて獨立し、墨其西哥、秘露、巴西等は、西班牙、葡萄牙の羈絆を脱して、共和國を立て、希臘は、土耳其より分離して、王を、獨逸より迎へたり。

この騷亂の前後に際して、一世ナポレオン、法朗西に起りて、自帝王の位に即き、歐洲大陸を糾合して、英の商權を奪はんと謀りしかど、露國に妨げられ、尋いで、各國聯合軍に敗られて流竄せられき。其の後、ウ井ルヘルム一世は、普魯士に起りて、奧地利に勝ち、佛帝ナポレオン三世を破りて、獨逸帝國を建設せり。後、佛國は、ナポレオン三世を廢して、大統領を選舉し、全く、共和國となれり。



之を要するに、歐米諸國も、民を主とする國體にして、其の憲法は、人民が、王者に迫りて制定せしめ、或は、自制定して、王を、外國より迎へ、或は、人民、相互に、大統領を立てたるが、多く、全然、我が國と相反せり、君臣の關係、趣を異にし、民情風俗の同じからざるは、固より、偶然にあらざるなり。

第十九課 帝國憲法(二)

帝國憲法ハ、畏クモ、天皇陛下ノ、至仁至愛

ナル大御心ヨリ、國家ノ隆昌ト、臣民ノ慶福トヲ増進セシメ給ハントテ、皇祖皇宗ノ遺範ニ則リテ、制定セサセ給ヘルモノニテ、明治二十二年二月十一日、即、紀元節ノ佳辰ヲ以テ、御親、誥文ヲ捧ゲテ、皇祖皇宗ノ神靈ニ告ゲ給ヒ、皇族百官ヲ、宮城ニ召シ、萬民歡呼ノ中ニ發布セサセ給ヒシナリ。サレバ、帝國憲法ハ、歐米諸國ノモノト、全ク、其ノ義ヲ異ニセリ。我等ハ、熟、憲法發布ノ

聖詔ヲ拜讀シ奉リ誠心誠意ソノ旨趣ニ副  
ヒ奉ラシコトヲ期スベキナリ。

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐  
ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即朕カ祖宗ノ  
惠撫慈愛シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ  
其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セ  
シメシコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ與ニ  
俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セシコトヲ望ミ乃

明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲  
ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕  
カ後嗣及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ  
循行スル所ヲ知ラシム。

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ  
之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ  
將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコト  
ヲ愆ラサルヘシ。  
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重

シ、及之ヲ保護シ、此ノ憲法、及法律ノ範圍内ニ於テ、其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス。

帝國議會ハ、明治二十三年ヲ以テ、之ヲ召集シ、議會開會ノ時ヲ以テ、此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ。

將來、若、此ノ憲法ノ、或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ、朕、及、朕カ繼統ノ子孫ハ、發議ノ權ヲ執リ、之ヲ、議會ニ付

シ、議會ハ、此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ、之ヲ議決スルノ外、朕カ子孫、及、臣民ハ、敢テ、之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ。

朕カ在廷ノ大臣ハ、朕カ爲ニ、此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク、朕カ現在及將來ノ臣民ハ、此ノ憲法ニ對シ、永遠ニ、從順ノ義務ヲ負フヘシ。

第二十課 帝國憲法 三

帝國憲法ハ、總ベテ、七章、七十六條ヨリ成リ、

國家ノ大綱ヲ舉ゲ、君臣ノ分義ヲ示シ、我が國體ヲ彰明セル、萬世不磨ノ大典ナリ。

第一章ニハ、天皇ノ大權ヲ示シ、萬世一系ノ天皇ハ、大日本帝國ヲ統治シ給ヒ、御親法律ヲ裁可シ、勅令ヲ發布シ、特殊ノ恩典ヲ施行シ、榮譽ノ殊典ヲ授與シ、陸海軍ヲ統帥シ、宣戰講和シ給フ等ノ條項ヲ載セタリ。  
第二章ニハ、臣民ノ權利、義務ヲ規定シ、日本臣民ハ、兵役ニ服シ、諸種ノ租稅ヲ納ムル義

務アリ、又、法律ノ許ス限ハ、自由ニ居住ヲ定メ、言論ヲ發表シ、書籍ヲ著述シ、出版シ、集會ヲ催スコトヲ得ベク、又、法律ニ依ルニアラザレバ、住家ニ侵入セラル、コトナク、逮捕監禁セラル、コトナク、或ハ、法律ニヨリテ定マレル裁判ヲ受クルコトヲ妨ゲラル、虞ナク、妄ニ書狀ヲ開封セラレ、所有物ヲ奪ハル、コトナキ等ノコトヲ示セリ。

第三章ニハ、帝國議會ノ成立ニ關スル事、法

律ハ必、議會ノ協賛ヲ經ベキ事、及、議會ハ、臣民ヨリ提出スル請願書ヲ受理スルヲ得ベキ事等ヲ示セリ。

第四章ニハ、國務大臣ハ、天皇ヲ輔弼シテ、行政ノ責ニ任ズベク、法律勅令等ニ副署スベキモノナルコト、及、樞密顧問官ハ、天皇ノ諮詢ニ應ヘ、重要ノ國務ヲ審議スベキモノナルコト等ヲ定メタリ。

第五章ニハ、司法權ハ、天皇ノ名ニ於イテ、法律ニ依リ、裁判所ノ行フ者ナルコト、對審裁判ハ公開シテ、公衆ノ傍聽ヲ許シ、及、裁判官ヲ終身職トシテ、裁判ノ衡平ヲ保タシムベキ事等ヲ規定セリ。

第六章ニハ、新ニ、租稅ヲ課シ、及、稅率ヲ變更スルハ、法律ヲ以テ定ムルコト、及、國家ノ歲入歲出ハ、毎年、豫算ヲ調製シテ、帝國議會ノ協賛ヲ經ベキモノナル事等ヲ示シ、第七章ニハ、補則トシテ、コノ憲法ヲ變更スベキト

キノ規定ヲ載セタリ。  
 帝國憲法ノ條章ハ、大略斯クノ如シ。而シテ、我等臣民ノ常ニ忘ルベカラザルハ、我が帝國憲法ハ、天皇陛下ノ、皇祖皇宗ノ遺範ニ則リテ制定セサセ給ヒシモノニテ、國家統治ノ大權ハ、憲法ニヨリテ生ジタルモノニアラザルコト、及、國務大臣、帝國議會、裁判官等ハ、天皇陛下ガ、國家統治ノ大權ヲ行ヒ給フ機關タルニ過ギズトイフコト、コレ

ナリ。

文法

ころノ結ハ、動詞ハ、四段活ハ、け、せ、て、へ、め、れ、其ノ他ハ、れト活キタル詞、形容詞ハ、良行變格ニ同ジク、助動詞ハ、打消ぬ、じ、未來め、まし、か、過去しか、等ノ外、動詞ニ同ジ。

第二十一課 政府と議會(二)

天皇陛下は、國家統治の大權を總攬し給ひ、政府をして、萬般の政務を執行せしめ、議會をして、法律案を議せしめ給ふ。

政府は、行政大權の機關にして、分ちて、中央

官府及地方官府の二とす。

地方官府は、其の一地方にのみ限れる職權を有し、中央官府の指揮を受けて、各區域内の政務を執行す。その長官には、府縣知事、及郡長等あり。

中央官府は、各行政政府の上級に在りて、下級のものを監督し、政務の方針を立つ。故に、單に政府とも稱す。主として、其の任に當るものは、國務大臣なり。

國務大臣は、天皇陛下の御親任にして、内閣總理大臣、及、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の九大臣、各、政務を分掌す。内閣は、此等の大臣にて組織し、その合議によりて、國務を行ふ。

内閣總理大臣は、各大臣の首班にして、機務を奏宣し、行政各部の統一を保持するを職とす。

内閣の外に、省あり。總理大臣の外各大臣ハ、

内閣會議に列し、又、この官廳にありて、各、主任の政務を執り、臺灣總督、北海道長官、府縣知事等に、指令、又は、訓令等を發す。

外務大臣ハ、外國に關する政務を施行し、及、外國との通商事務を處理し、外交官、及、領事官を監督す。

内務大臣ハ、地方行政、議員選舉、警察、監獄、土木、衛生、地理、社寺、出版、版權、戶籍、賑恤、及、救濟に關する事務を管理し、地方長官を監督す。

大藏大臣ハ、政府の財務を總轄し、會計、出納、租稅、國債、貨幣、預金、保管物、および、銀行に關する事務を管理し、府、縣、郡、市、町、村の財務を監督す。

文部大臣ハ、教育、學問に關する事務を管理し、陸海軍大臣ハ、陸海軍の軍政を管理し、軍人軍屬を統督し、司法大臣ハ、司法上の行政、司法警察、及、恩赦等に關する事務を管理し、裁判の執行を監督す。



農商務大臣は、農工商、水産、林野、鑛山、發明、意匠、商標、及、地質に關する事務を管理し、遞信大臣は、郵便、電信、鐵道、船舶、海員、航路、標識、及、郵便爲替、郵便貯金等に關する事務を管理し、電氣事業を監督す。

省は、大臣官房、及、局より成り、次官一人、參與官、局長、參事官、秘書官、書記官、屬等ありて、大臣を補佐し、省務を分掌す。若、大臣、事故ありて、省務に従事すること能はざるときは、法

律勅令に副署し、省務を敷奏し、内閣の議に列し、及、省令を發することを除く外、次官は、すべて、臨時に、その職務を代理するなり。

第二十二課 政府と議會

帝國議會は、立法大權の機關にして、貴族院と、衆議院とより成立せり。會期は、毎年三ヶ月間にして、その開會、閉會、停會、及、會期の延長等は、總べて、勅命に依る。

貴族院は、貴族院令の規定によりて、皇族、華

族及勅任の議員等を以て組織す。議員ハ、公侯爵は、世襲にして、伯子男爵は、互選なり。又、國家に勳勞ありしもの、及、學識優秀にして、勅選せられたる者は、終身議員たることを得べく、各府縣にて、最多額の直接國税を納むる者十五人中より、一人を互選せしめ、當選して勅任せられたるものハ、七今年毎に改選する制なり。

衆議院は、選舉法の規定により、各選舉區より公選せる議員にて組織す。被選資格は、各其の府縣内にて、一年以上、直接國税十五圓以上を納めし者にして、年齢三十歳以上の男子に限る。

議會は、立法上、天皇陛下の諮問府として設け給へるものなれば、法律案の審議を以て、重なる職分とす。すべて、法律は、議會にて、草案を議決し、陛下の御裁可を経て、政府より公布するものなり。

この他、毎年、政府より提出する豫算案に、協賛の任を盡し、若、豫算外の支出あるときは、其の適否をも議決すべく、又、政府に質問して、辨明を求め、或は、人民の請願を受け、或は、政府に建議し、或は、直に、天皇陛下に上奏するを得るものなり。

第二十三課 成人ノ道

凡、生マレテ、人ト爲ル、宜シク、人ノ、禽獸ニ異ナル所以ヲ知ルベシ。蓋、人ニ、五倫アリ。而シ

三月の

しけん又

出を全リ

テ、君臣父子ヲ、最大ナリトス。故ニ、人ノ、人タル所以ハ、忠孝ヲ、本トス。

凡、皇國ニ生マレテハ、ヨロシク、我が國ノ、殊ニ尊キ所以ヲ知ルベシ。蓋、皇朝ハ、萬葉一統ニシテ、人君ハ、民ヲ養ヒテ、以テ、祖業ヲ續ギ、臣民ハ、君ニ忠ニシテ、以テ、父ノ志ヲ繼グ。君臣一體、忠孝一致ナルハ、タゞ、我が國ヲ、然リトス。

人タルモノ、道ハ、義ヨリ大ナルハ莫シ。義

ハ、勇ニ因リテ行ハレ、勇ハ、義ニ因リテ長ズ。  
 人タルモノ、行ハ、質實ニシテ欺カザルヲ  
 以テ、要トシ、巧ニ詐リ、過ヲ文ルヲ以テ、恥ト  
 ス。公明正大ハ、皆是ヨリ出ツ。  
 人、古今ニ通ゼズ、聖賢ヲ師トセザレバ、則、鄙  
 夫ノミ。讀書、尚友ハ、君子ノ事ナリ。  
 徳ヲ成シ、材ヲ達スルハ、師恩、友益、多キニ居  
 ル。故ニ、君子ハ、交遊ヲ慎ム。

死而後已ノ四字ハ、言簡ニシテ、義廣シ。堅忍、

果決、確乎トシテ、抜クベカラザルモノ、是ヲ  
 舍キテ、術ナキナリ。  
 右七則、約シテ、三端トス。曰ハク、立志、以テ、萬  
 事ノ源トス。擇交、以テ、仁義ノ行ヲ輔ク。讀書、  
 以テ、聖賢ノ訓ヲ稽フ。士、尚、此ニ得ルコトア  
 ラバ、マタ、以テ、成人トスベシ。

(吉田松陰)

第二十四課 皇道の宣布

我が歴代の 皇上は、國家の鴻基を鞏固を  
 らしめ、臣民の慶福を増進せしむるを、大御

心とし給ひ、臣民を撫育して、常に御惠を垂れさせ給へり。又、皇室は常に道義の源泉となりて、天日の如く仰がれ給ひ、數千年來、君臣父子の分、嚴として紊れず、萬民和樂し、上下輯睦して、國運益隆盛に、皇威中外に顯揚せり。國體の醇なる、民俗の美なる、眞に、萬邦に冠絶したるものと謂ふべし。

謹みて、我が建國の初を尋ぬるに、皇祖天照大御神は、天壤無窮の宏謨を垂れて、範を後世に遺し給ひ、神武天皇ハ、即位の初、六合を兼ねて、都を開き、八紘を掩ひて、宇とせんと宣へり。

是を以て、我が歴代の、天皇は、支那、三韓等の順民を撫して、聖恩の限なきを示し給ひ、或は遠く、皇師を出だして、不逞の外藩を征し給ひき。皇恩、是に於いて遍く、皇威、是に於いてあらたなり。外邦の民悦服して、我に歸化するもの、幾萬人、朝貢の船、陸續として、間

断なかりしも、豈偶然ならんや。恭しく、祈年祭の祝辭を拜讀するに、青海原は、棹、柁はさず、大海原に舟満ちつゝ、けて、狭き國は廣く、峻しき國は平けく、遠き國は、八十綱打ら掛けて、引き寄することの如く、皇大御神の寄さし奉らばとあり。其の精神の存する所、實に、雄且大なりと謂ふべし。皇朝の威徳を樹立し、世界萬邦をして、永く平和を得しめんは、皇道の本旨にして、祖先

の志なり。されば、我等は、智を開き、徳を修めて、皇道を、宇内に宣揚し、祖先の志を空しくせざらんことを期すべきなり。

文法 文ニハ、動詞ノ自他、及、時ヲ整フルコト肝要ナリ。例ヘバ、臣民を撫育して、常に、御恵を垂れさせ給へり。臣民、智徳を研かんには、國家は、隆盛に赴かん等ノ如シ。

第二十五課 やまど錦

御製

ちはやふる神ぞしるらむ

民の爲世を安られど

おもふこゝろは

皇后陛下御詠

あやにしきとりかさねても

思ふかな寒さおやはむ

そでもなき身を

いくそ度かきにごしても澄みかへる

水やみくにのすがたなるらむ

(八田知紀)

れりいづるこま唐土トコの志ココロなほあれど

やまと錦ニにゑくものぞなき

(平春海)

れりしたてし親オヤなかりせばいかにして

君キミの免ユキぐみをわれを受くべき

(平景隆)

ひとすぢに人をも身をも思ふらな

うつ墨繩スミヅナのなほかれどのみ

野邊におふるいさゝむら竹いさゝめも

(藤原定房)

人のと免よきことばかりせよ

(橘枝直)

君がため世のとめ何か残しおらむ

そてゝかひある命なりせば

(宗良親王)

### 高等小學讀本卷之八終

明治三十二年十一月一日印

明治三十二年十一月五日發

明治三十三年一月一日修正再版印刷

明治三十三年一月四日修正再版發行

定價	
卷ノ一金貳拾錢	卷ノ五金貳拾貳錢
卷ノ二金貳拾錢	卷ノ六金貳拾貳錢
卷ノ三金貳拾錢	卷ノ七金貳拾貳錢
卷ノ四金貳拾錢	卷ノ八金貳拾貳錢
全八冊	金壹圓七拾錢

編者 西澤之助

印刷者 河本龜之助

發行所 光社



西澤之助  
東京市京橋區築地  
二丁目二十一番地

河本龜之助  
東京市京橋區築地  
二丁目二十一番地

光社  
東京市京橋區築地  
二丁目二十一番地

(電話新橋八十八番)



